

平成20年度

放課後児童クラブ募集

放課後児童クラブ事業とは就労や介護などで、放課後に保育が困難な状況にある家庭の児童を対象に、保護者に代わって子どもの保育をする事業です。

対象者

- ①市内小学校に通学する1～6年生
- ②保護者又はそれに代わる方が全員就労し、常時留守となる家庭。または介護・病气などで子どもを見るのが困難な家庭。※保護者が、病气や事故等で緊急を要するときにも、利用可能。

開催場所

- 玉川小学校…旧玉川幼稚園
手賀小学校…手賀学習センター
現原小学校…旧現原幼稚園
玉造小学校…旧玉造幼稚園
玉造西小学校含む
羽生小学校…旧羽生幼稚園
麻生小学校…小学校内教室
太田小学校…太田地区館
津澄小学校…津澄地区館
○土曜日は、旧玉造幼稚園一箇所のみでの実施

開催時間

学校のある日…放課後～午後6時

学校が休みの日（土曜日、長期休業中、振替休業日）…午前8時～午後6時

休業日

日曜日、お盆休み（8月12日～16日）
年末年始（12月28日～1月4日）
開催場所の都合がつかないとき

利用料金

1ヶ月10日以上の利用…月額
3,000円（8月のみ5,000円）
1ヶ月9日までの利用…利用日数×
300円（8月のみ500円）

申込方法

次の場所で申込用紙を受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。
書類審査後、結果を申請者に通知します。

申請場所

社会福祉課児童福祉グループ（玉造庁舎）
総合窓口課（麻生庁舎・北浦庁舎）

申込期間

2月12日（火）～29日（金）
午前8時30分～午後5時30分（土日祝日は除く）

※玉造庁舎のみ、毎週水曜日は午後7時まで受け付けます

放課後児童クラブ指導員を募集します

放課後児童クラブとは、保護者が仕事や家族の介護、病气などの理由で、放課後に子どもを見ることができない家庭の子どもたちに対して、家庭に代わって学校等で保育を行う事業です。このクラブで、遊びを中心とした保育・指導を行っていただける、指導員を募集します。

- 募集内容 放課後児童クラブ指導員・補助指導員
- 応募資格 元気があり、子どもの健全育成に熱意のある方
- 指導内容 子どもたちに対する、遊びを中心とした指導、保育
- 勤務日数 4月1日より週3日程度
- 勤務時間 学校のある日…放課後～午後6時
夏・冬・春休みや土曜日などの1日保育時…
午前7時45分～午後6時（半日の場合あり）
- 時給 保育士・教員免許等の資格のある方…930円
資格のない方…750円

- 募集人員 6～7名程度
- 申込方法 玉造庁舎社会福祉課へ電話等でご連絡下さい。後日面接及びキャリアバンク登録を行い、採用を決定します。なお、キャリアバンク登録時に履歴書が必要となります。
- 申込期間 2月8日（金）～2月22日（金）
- 問合せ 社会福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111（内線117）
子育て支援センター ☎0299-55-0130 担当 渋谷



つけましたか!

住宅用火災警報器

平成20年5月31日までに、全ての住宅、住居部分に「火災警報器」を設置しなければなりません。早めに設置しましょう。

住宅用火災警報器はあなたや家族の命を守るために大変有効です

設置する場所

- 寝室（普段、寝室として使っている部屋）
- 階段（2階以上の階に、寝室がある場合。詳しくは消防署へ。）
- 台所・居間（義務はありませんが、安心・安全のため設置をおすすめします。）

火災警報器の種類

【天井取付型】



【壁取付型】



- 電源の種類には、電池式と家庭用電源（AC 100V）のものがあります。
- 感知方式には、煙式と熱式がありますが、煙式を設置してください。

火災警報器は、信用できる販売店でNSマーク付きの物を購入しましょう。



住宅用火災警報器は、電気店やホームセンターなどで、5千円から1万円位で販売されています。

悪質な訪問販売にご注意!

- 必要な性能を満たしていない粗悪品を高価で販売する。
- 消防職員のような服装や、消防職員のふりをして
★「消防署のほうから来ました。」
★「となりの家では設置した。設置していないのはお宅だけ。」
などと言って強制したり、強引に売りつける。
- 不審に思ったら、家に入れない。買わない。お金を先に渡さない。



【問合せ先】

鹿行広域消防本部 予防課 ☎0291-34-7119

鉾田消防署 ☎0291-34-0119 潮来消防署 ☎0299-63-0119 行方消防署 ☎0291-35-0119

市職員異動

【1月8日付】()は旧職

- ◆建設部長兼建設部建設課長
金澤三千雄 (建設部建設課長)
- ◆総務部付
荒張 正幸 (建設部長)

行方市土砂等による土地の埋立て、 盛土及びたい積の規制に関する 条例の一部を改正します。

【内容】

転用許可(農地法第4・5条)を受けた農地に建設残土などを埋立て、盛土するときは許可が必要になります。

許可を受けないで埋立て、盛土を行うと、2年以下の懲役又は100万円以下の罰則が適用になります。

なお、この条例は平成20年4月1日より適用になります。

問合せ

環境課環境保全グループ(北浦庁舎)
☎ 0291-35-2111
内線228・231 担当 石神・浜田

米・麦・大豆を生産される皆様へ! 品目横断的経営安定対策が 見直されます。

国は、これまでの品目横断的経営安定策を20年産から「水田経営所得安定対策」という名称に変更し、小規模農家も加入できる道を開くなどの所要の見直しを行います。

見直しの主なポイントは、次のとおりです。

①面積要件の見直し(市町村特認制度の創設)
地域の担い手として周囲から認められ、熱意を持って営農に取り組む方が、本対策への加入できるよう、市町村特認制度を新設します。

②農家への交付金の支払いの一本化、申請手続の簡素化等

交付金の支払時期を、農家の皆さんの資金繰りにも配慮し、前倒しします。また、提出書類を大幅に削減・簡素化するとともに、申請時期を一定時期(4月～6月)に集中化することとしました。

③収入減少影響緩和対策の充実

大幅な収入減少にも対応できるように制度を改めます。

問合せ

農林水産課(北浦庁舎)
☎ 0291-35-2111 内線239
茨城農政事務所 地域第四課
☎ 0291-33-2166

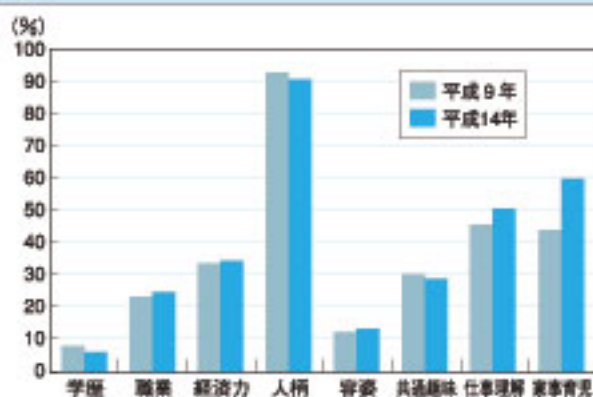
男女共同参画 コーナー ⑪

■ ■ ■ 家事・育児への協力は結婚相手の重要な条件 ■ ■ ■

女性が結婚相手の条件として重視している点は家庭での協力です。

平成14年の調査では、結婚相手の条件に、「パートナーの家事・育児に対する能力や姿勢」を挙げる人の割合が、前回調査より大きく増えてほぼ6割に達し、最多の「人柄」に次いでいます。

家庭での男女の役割分担の在り方と働き方は相互に影響を与えるものです。男性の家事や育児への協力は、男女共同参画社会の実現のためにできる身近で重要な活動でもあります。



国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生意向基本調査」より作成

平成20年 住宅・土地統計調査について

平成20年10月1日に住宅・土地統計調査が行われます。

この調査に先立ち、茨城県知事が任命した指導員(行方市は10名)が、2月1日現在で、市内の「住宅」と「住宅以外で人が居住する建物」の数などの状況を確認します。

アパートなどの共同住宅、また、寮、旅館、事務所などについては、指導員が管理者の皆様へ居住世帯の有無を確認させていただきます。ご協力をお願いいたします。

指導員は知事が任命した公務員で、写真入の「指導員証」が交付されています。また、「統計法」により指導員が知り得た事項を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用したりすることは、固く禁じられています。

平成20年度 造林事業者に補助金が交付されます

基準 造林面積5アール以上。5アール当たり最低75本以上植栽すること。

手続き 造林地(字・番地・面積・地目(山林))などがわかるようにして、印鑑を持参

締切 3月14日(金)

申込用紙 各窓口を用意してあります。

その他 造林用苗木の斡旋も受付けております。種類については、杉・ひのき・松・ナラ・くぬぎ等です。

問合せ

農林水産課(北浦庁舎) ☎ 0291-35-2111

庁舎建設検討委員会からのお知らせ

●第9回委員会

12月6日(木)に麻生庁舎で開催され、「新庁舎の建設の事業費、時期」、「現庁舎の利活用」の協議がなされました。

建設の事業費に関しては、建物本体や設計費、用地費等における全体の経費の検討がなされました。また、時期については、合併特例債を活用することによる最良のスケジュールを想定し検討がなされました。

現庁舎の利活用については、①「取り壊す」、②「売却する」、③「貸与する」、④「継続使用する」の4ケースを想定した場合における今後の検討ポイント等が確認されました。

今後はこれまでの検討結果をとりまとめ、年度内に市長へ最終報告を行う予定です。

問合せ

企画課(麻生庁舎) ☎ 0299-72-0811

特別記念事業(特別慰労品の贈呈) 恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆様へ

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者、戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された者、終戦に伴い本邦以外の地域から引揚げられてこられた者の「ご本人」に、慰労の念を表すため、内閣総理大臣名の「特別慰労品」を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた方や、書状を受ける資格があつて、請求されていない方も対象です。

請求期間 平成21年3月31日まで

請求書設置場所

総合窓口課(麻生庁舎・北浦庁舎)
社会福祉課(玉造庁舎)

問合せ

独立行政法人平和祈念事業特別基金

無料電話 ☎ 0120-234-933

午前9時15分～午後5時15分 土日休

ホームページ <http://www.heiwa.go.jp>

【お詫びと訂正】

先月号P5の文章内容で、要介護認定を受けている方は、身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。(65歳以上の方が対象となります。)と掲載しましたが、要介護1以上の認定を受けた方においても「行方市要介護認定者等の所得税法上の障害者控除に関する事務取扱要綱」による判断基準に満たない方は対象外となります。要介護1以上の認定を受けている方、全員が対象となるよう誤解を招く内容となってしまうことに深くお詫び申し上げます。

【問合せ】 介護福祉課(玉造庁舎) ☎ 0299-55-0111